

## 南あわじ市政治倫理審査会傍聴要領

平成28年4月8日  
審査会決定

(趣旨)

第1条 この要領は、南あわじ市政治倫理審査会条例（平成17年条例第245号）第11条の規定に基づき、南あわじ市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、会長が指定する所定の席とする。

(傍聴の手續)

第3条 審査会を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

(傍聴券)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず傍聴券を交付することができる。

- 2 傍聴券は、審査会当日所定の場所で先着順により交付する。
- 3 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に住所及び氏名を記入しなければならない。
- 4 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。
- 5 傍聴人が入場しようとするときは、所定の入口で傍聴券を提示しなければならない。
- 6 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。
- 7 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

(傍聴人の定員)

第5条 傍聴人の定員は、審査会の会場毎に会長が定める。

- 2 傍聴人が前項の定員に達したときは、会長は、傍聴人の数を制限すること

ができる。

(会議場への入場禁止)

第6条 傍聴人は、会議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険なものを携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器等を持っている者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、審査会を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。
- (3) はち巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により会長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 携帯電話等の通信機器の電源を切ること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、審査会の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

(写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た者については、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第11条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第12条 傍聴人がこの要領の規定に違反するときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規則は、平成28年4月8日から施行する。